

NHK受信料制度等検討委員会
第5回会合 議事要旨

■ 日 時

平成29年4月19日（水） 13:00～15:00

■ 場 所

NHK放送センター 5階会議室

■ 出席者

【委員】（五十音順、敬称略）

安藤英義、鈴木秀美、山野目章夫（3名）

【オブザーバー】（敬称略）

平松剛実（1名）

■ 議事次第

- 1 開会
- 2 諮問第1号「常時同時配信の負担のあり方について」資料説明
- 3 意見交換

■ 議事概要

1 資料説明および意見交換について

事務局より、仮に常時同時配信が実現した場合における負担のあり方について、第2回会合における意見交換を踏まえ、世帯における負担のあり方を念頭に、想定される負担のあり方とそれらの利点・課題、海外公共放送の動向等について説明があった。

その後、常時同時配信が実現した場合、どのような負担のあり方が適切であるか、受信料負担の公平性、NHKが公共放送の使命を果たすために必要な財源の確保（財源の性質）、財源の独立性、現行受信料制度との接合性などの観点から意見交換が行われた。

意見交換においては、以下のような発言があった。

- 常時同時配信の費用負担のあり方として、同一コンテンツについては異なる伝送路に対する追加の費用負担は求めないという考え方に立てば、受信設備を設置し、既に受信契約を結んでいる世帯の構成員は追加負担なしで常時同時配信を利用できるというNHKの考えは妥当と考える。
- 費用負担者の範囲について、海外公共放送の制度を参照すると、ドイツでは

2013年より放送負担金制度を導入し、受信設備の有無にかかわらず全世帯および全事業所に常時同時配信を含む放送にかかる費用負担を求めている。社会全体から広く納得感が得られるのであれば、コスト面などにおいてメリットもある仕組みである。しかし、ドイツでは複数の憲法裁判において公共放送が放送の基本的供給を行う重要な役割を担うものと位置づけられ、財源面を含む存続と発展が保障されているうえで成立している制度である等、日本と法的な背景が異なる点に留意が必要である。また、このように公共放送のもつ公益性や財源の保障に関して憲法レベルで広く合意形成がなされているドイツでも、放送負担金制度の導入に際しては経済界などから一部反発があったことを踏まえると、日本で同様の制度を導入することは、国民の理解・納得性の観点から現時点では実現は困難ではないかと考える。

- ドイツにおいて放送負担金制度が成立している背景には憲法レベルでの広く強い合意形成が図られてきていることがあげられる点は、十分に留意する必要がある。
- ドイツの例は、「通信と放送を区別しない」というEU指令を忠実に国内法化した結果ともとらえられる。NHKの任務や公共性が、ネットと放送とで変わらず同じものである、という考え方ができるのであれば、日本においても、全世帯への負担、あるいは、PC等設置者への負担は、想定しうる仕組みではある。ただし、その考え方が日本でどの程度受け入れられるかは配慮する必要がある。
- 現行受信料制度との接合性の観点からも、受信設備の有無にかかわらず全世帯に負担を求めることや、常時同時配信の費用負担を無料とすることは妥当ではないと考える。また、PC等設置者に負担を求める方法は、機器を持っていても常時同時配信を利用していない人に負担を求める可能性があることから、理解を得られにくいことが懸念される。負担の公平性、および視聴者・国民の納得性の観点においては、常時同時配信の利用者（利用可能者）に負担を求める方法がより適切ではないか。
- 費用負担を求める考え方として、常時同時配信のみの利用者に対しても「受信料」として負担を求める考え方（以下、「受信料型」）と、利用契約に基づく利用料・サービス料金を設定して負担を求める考え方（以下、「有料課金型」）が想定され、制度としてはいずれも採りうると考えられる。ただし両者は常時同時配信の位置づけや費用負担の考え方が大きく異なり、おのおのに制度・運用上の検討課題がある。どちらの考え方を採るべきかについては、より多角的な議論が十分に行われたうえで判断することが望ましいのではないか。
- 受信料型として考えるのであれば、放送法の改正という観点からは、多岐にわたる論点を検討する必要がある、有料課金型に比して検討の難易度は高いことは確かであると考えられる。

- 受信料型の検討課題としては、視聴可能なコンテンツ・画質・配信エリア・配信遅延などの面で、放送との同一性がどの程度確保できるかも重要であり、今後検討される料額の設定においても考慮すべき事項である。放送と常時同時配信において、どの程度の差異が生じるか、また利用者がそれらの要素をどの程度重視しているかを把握して検討する必要があるのではないかと。
- 有料課金型の検討課題としては、仮にメディア環境が大きく変化し、PC等のインターネットを經由した視聴が主流となった場合、現行の受信料制度を毀損することが懸念される。その点を考えると、仮に、有料課金型を採った場合にも、将来的には受信料型への移行を想定した仕組みとしておくなど、中長期的な観点も踏まえた慎重な議論が必要である。また、「有料課金」という自由契約領域から「受信料」という規制領域への移行には十分な説明性を要するなど、難易度が相当に高いことは十分に考慮しておく必要がある。
- 将来的にテレビを持たないインターネットのみ利用者がどの程度まで増加するか、といった中長期的な環境変化も視野に入れて考える必要がある。
- 有料課金型については、海外公共放送には事例がないことも踏まえ、実現性を十分に検討する必要がある。
- 常時同時配信を有料課金型にすると、放送も有料課金型にすればよいのでは、という議論につながり、受信料制度の毀損によって公共放送としての財源の確保が難しくなることが懸念されるため、慎重に検討することが必要ではないかと考えられる。
- 受信料型か有料課金型かを検討する上では、将来の環境変化なども見据えた上で、NHKが取り組む意義に鑑み、最もふさわしいあり方は何か、という視点が肝要であろう。
- 有料課金型の場合、現行のNHKオンデマンドと同様に区分経理が必要になると考えられる。区分経理については配賦や増分方式など方式面でもさまざまな選択肢を採りうる。納得性の観点も考慮し、今後もっとも適切な方式を検討する必要がある。
- 区分経理の考え方としては、配賦する方法、常時同時配信のみ利用者向けのサービス提供によって発生する追加費用分を負担させるという「増分方式」などもある。また、配賦とした場合もピーク・オフピークの需要を勘案するなど、さまざまな方法がある。いずれにしても、広く納得感を得られる方法を検討していく必要がある。
- 常時同時配信においては、利用者を把握するために何らかの認証を用いる必要がある。認証の厳格性の程度については、常時同時配信の視聴機会の拡大、および現行受信料制度との接合性を考慮し、まずは衛星放送と同様にメッセージ等を表示した形等で視聴可能とした後に認証する運用が妥当ではないか。また、一案ではあるが、メッセージ等を表示した形等で視聴可能とした

後に一定の期間が経過しても認証に至らない場合は視聴不可とする等の運用も検討の余地があるかもしれない。

- 認証の厳格性が高まると有料放送方式に近いものとなることが懸念される。そのため、認証後に視聴可能とする運用ではなく、メッセージ等を表示した形等で視聴可能とした後に認証するなどのゆるやかな認証が望ましいと考える。比較法的観点においては、イギリス（BBC）の常時同時配信および見逃し配信の配信を行う iPlayer での番組視聴において、ログインの必須化意向が表明されているものの、導入期から現時点まではログインが必須化されていない状況も一定程度参考になるのではないかと。
- なお、大規模災害時に代表されるように、認証や契約の状況にかかわらず広く情報を届ける運用とするなどの特例的事項を設けること自体は妥当と考えられる。NHKが果たすべき役割に鑑みて必要な一定の柔軟性も持つ形を検討することが望ましい。
- 常時同時配信の費用の負担単位としては、世帯については、現行の受信料制度との接合性を担保する観点から、「世帯」を単位とすることが妥当と考える。運用にあたっては、常時同時配信サービスの利用は個人単位であるため、世帯と個人の紐づけを工夫する必要がある。

※事前に聴取した意見を含むことがある。

2 次回日程について

第6回会合は5月11日（木）17時半から。